

## 電気用品の技術基準の解説

改定前の解説（解説本 第15版 627ページ）	改訂した解説	理由
なし	イ項(ト)dの「JIS C60695-11-10(2006)の燃焼性分類がV-1に適合するもの」には、JIS C60695-11-10の燃焼性分類がV-1に適合することを、事前に客観的に確認したデータ（適用規格・基準、試験方法、試験条件及び試験結果）に基づいて確認したものを含む。	次の規定では、難燃性に関して試験を実施しなくても、客観的に確認することができることが明確にされている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1(2)コ（構造：合成樹脂外郭の難燃性）</li> <li>・1(3)レ（部品及び附属品：印刷回路用積層板の難燃性）</li> <li>・1(10)ト(ハ)（ブラウン管及び附属品：印刷回路用積層板の難燃性）</li> </ul> 2(41)イ(ト)dでは、客観的データに基づく判断について明確になっていないことから、解説を追加する。

（当該部解釈）

別表第八2（41）扇風機、換気扇、サーキュレーターおよび送風機

イ 構造

（ト）扇風機および換気扇であって、JIS C 4908(2007)に規定する電気機器用コンデンサーを使用するものは、保安装置内蔵コンデンサー、保安機構付きコンデンサー又はこれらと同等のものであること。ただし、次のいずれかに適合するものにあつてはこの限りでない。

- a コンデンサーの不具合により、炎又は熔融物が生じたとしても、その拡散を防ぐ、金属又はセラミック外郭に収められているもの。ただし、外郭には、コンデンサーをモーターに接続配線するための開口があつてもよい。
- b 隣接する非金属部に対して、コンデンサーの外側表面からの離隔距離が50mmを超えるもの。
- c コンデンサーの外側表面から50mm以内の隣接する非金属部がJIS C 9335-1(2003)の附属書Eに規定するニードルフレーム試験に適合するもの。
- d コンデンサーの外側表面から50mm以内の隣接する非金属部がJIS C 60695-11-10(2006)の燃焼性分類がV-1に適合するもの。ただし、分類に使用される試験片は、該当部分よりも厚い材料でないこと。

## 電気用品の技術基準の解説

改定前の解説（解説本 第15版 631ページ）	改訂した解説	理由
なし	イ項(ト)dの「JIS C60695-11-10(2006)の燃焼性分類がV-1に適合するもの」には、JIS C60695-11-10の燃焼性分類がV-1に適合することを、事前に客観的に確認したデータ（適用規格・基準、試験方法、試験条件及び試験結果）に基づいて確認したものを含む。	次の規定では、難燃性に関して試験を実施しなくても、客観的に確認することができることが明確にされている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1(2)コ（構造：合成樹脂外郭の難燃性）</li> <li>・1(3)レ（部品及び附属品：印刷回路用積層板の難燃性）</li> <li>・1(10)ト(ハ)（ブラウン管及び附属品：印刷回路用積層板の難燃性）</li> </ul> 2(42)イ(ト)dでは、客観的データに基づく判断について明確になっていないことから、解説を追加する。

（当該部解釈）

別表第八2（42）電気冷房機及び電気除湿機

イ 構造

- （ト）電気冷房機であって、JIS C 4908(2007)に規定する電気機器用コンデンサーを使用するものは、保安装置内蔵コンデンサー、保安機構付きコンデンサー又はこれらと同等のものであること。  
 ただし、次のいずれかに適合するものにあつてはこの限りでない。
- a コンデンサーの不具合により、炎又は熔融物が生じたとしても、その拡散を防ぐ、金属又はセラミック外郭に収められているもの。ただし、外郭には、コンデンサーをモーターに接続配線するための開口があつてもよい。
  - b 隣接する非金属部に対して、コンデンサーの外側表面からの離隔距離が50mmを超えるもの。
  - c コンデンサーの外側表面から50mm以内の隣接する非金属部がJIS C 9335-1(2003)の附属書Eに規定するニードルフレーム試験に適合するもの。
  - d コンデンサーの外側表面から50mm以内の隣接する非金属部がJIS C 60695-11-10(2006)の燃焼性分類がV-1に適合するもの。ただし、分類に使用される試験片は、該当部分よりも厚い材料でないこと。

## 電気用品の技術基準の解説

改定前の解説（解説本 第15版 645ページ）	改訂した解説	理由
なし	イ項(ヲ)dの「JIS C60695-11-10(2006)の燃焼性分類がV-1に適合するもの」には、JIS C60695-11-10の燃焼性分類がV-1に適合することを、事前に客観的に確認したデータ（適用規格・基準、試験方法、試験条件及び試験結果）に基づいて確認したものを含む。	次の規定では、難燃性に関して試験を実施しなくても、客観的に確認することができることが明確にされている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1(2)コ（構造：合成樹脂外郭の難燃性）</li> <li>・1(3)レ（部品及び附属品：印刷回路用積層板の難燃性）</li> <li>・1(10)ト(ハ)（ブラウン管及び附属品：印刷回路用積層板の難燃性）</li> </ul> 2(48)イ(ヲ)dでは、客観的データに基づく判断について明確になっていないことから、解説を追加する。

（当該部解釈）

別表第八2（48）電気洗たく機および電気脱水機

イ 構造

（ヲ）電気洗たく機であって、JIS C 4908(2007)に規定する電気機器用コンデンサーを使用するものは、保安装置内蔵コンデンサー、保安機構付きコンデンサー又はこれらと同等のものであること。ただし、次のいずれかに適合するものにあつてはこの限りでない。

- a コンデンサーの不具合により、炎又は熔融物が生じたとしても、その拡散を防ぐ、金属又はセラミック外郭に収められているもの。ただし、外郭には、コンデンサーをモーターに接続配線するための開口があつてもよい。
- b 隣接する非金属部に対して、コンデンサーの外側表面からの離隔距離が50mmを超えるもの。
- c コンデンサーの外側表面から50mm以内の隣接する非金属部がJIS C 9335-1(2003)の附属書Eに規定するニードルフレーム試験に適合するもの。
- d コンデンサーの外側表面から50mm以内の隣接する非金属部がJIS C 60695-11-10(2006)の燃焼性分類がV-1に適合するもの。ただし、分類に使用される試験片は、該当部分よりも厚い材料でないこと。

## 電気用品の技術基準の解説

改定前の解説（解説本 第15版 655ページ）	改訂した解説	理由
なし	イ項(リ)dの「JIS C60695-11-10(2006)の燃焼性分類がV-1に適合するもの」には、JIS C60695-11-10の燃焼性分類がV-1に適合することを、事前に客観的に確認したデータ（適用規格・基準、試験方法、試験条件及び試験結果）に基づいて確認したものを含む。	次の規定では、難燃性に関して試験を実施しなくても、客観的に確認することができることが明確にされている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1(2)コ（構造：合成樹脂外郭の難燃性）</li> <li>・1(3)レ（部品及び附属品：印刷回路用積層板の難燃性）</li> <li>・1(10)ト(ハ)（ブラウン管及び附属品：印刷回路用積層板の難燃性）</li> </ul> 2(50)イ(リ)dでは、客観的データに基づく判断について明確になっていないことから、解説を追加する。

（当該部解釈）

別表第八2（50）電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵用のショーケースおよび冷凍用のショーケース

イ 構造

（リ）電気冷蔵庫及び電気冷凍庫にあつては、JIS C 4908(2007)に規定する電気機器用コンデンサーを使用するものは、保安装置内蔵コンデンサー、保安機構付きコンデンサー又はこれらと同等のものであること。ただし、次のいずれかに適合するものにあつてはこの限りでない。

- a コンデンサーの不具合により、炎又は溶融物が生じたとしても、その拡散を防ぐ、金属又はセラミック外郭に収められているもの。ただし、外郭には、コンデンサーをモーターに接続配線するための開口があつてもよい。
- b 隣接する非金属部に対して、コンデンサーの外側表面からの離隔距離が50mmを超えるもの。
- c コンデンサーの外側表面から50mm以内の隣接する非金属部がJIS C 9335-1(2003)の附属書Eに規定するニードルフレーム試験に適合するもの。
- d コンデンサーの外側表面から50mm以内の隣接する非金属部がJIS C 60695-11-10(2006)の燃焼性分類がV-1に適合するもの。ただし、分類に使用される試験片は、該当部分よりも厚い材料でないこと。